

こころの健康相談でお待ちしています

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 障がい福祉係 ☎0968・86・5724
 総合支所 住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111 (内線763)

“こころ”は、目に見えず、とらえどころがないものです。そのため、「こころの健康相談ってどんな相談ができるの?」「気軽に行っているのかな?」と不安に感じたり、「悩みはあるけど、わざわざ他人に相談することでもないかな…」と相談をためらったりしていませんか。

「何から話せばよいか、わからないのだけれど…」で大丈夫です。相談に来た人のペースを大切にしながら、ゆっくり、大切に、お聴きします。

また、悩みを抱えている本人だけでなく、ご家族や親しい人からのご相談もお受けします。



●こころの状態についての相談 (例)

気分の浮き沈みが大きい、元気が出ない、そわそわして落ち着かない、心配なことが頭から離れない、やめたいのにやめられないことがある、何をやっても楽しくない、ストレスが多く心身の調子が悪い



●人との関係についての相談 (例)

家族や友人とうまくいかない、学校や職場での人づきあいが苦痛、他人から嫌がらせを受けている、誰も自分のことを理解してくれない、人に対して言いたいことがうまく伝えられない



●社会生活についての相談 (例)

学校に行きたくない／行くことができない、仕事に行くのが苦痛、外に出ることがしんどい、将来の生活についての不安が大きい、気持ちと行動がチグハグしてうまくいかない

とき 毎月第4火曜日 午後1時～5時

ところ 偶数月 和水町中央公民館 奇数月 和水町保健センター (三加和公民館横)

相談員 入江 純子 (臨床心理士)

費用 無料

※相談は予約制です。相談をしたいときは、匿名で結構ですので上記問い合わせ先までご連絡ください。

※日時、場所ともに変更になる場合があります。

こちらでも相談できます

こころの健康相談窓口

機関名	連絡先	備考
熊本県精神保健福祉センター	☎096・386・1166	電話受付時間 午前9時～午後4時 月～金 (祝日・年末を除く)
社会福祉法人 熊本のいのちの電話	☎096・353・4343	24時間 ※電話相談に限ります 毎月10日はフリーダイヤル ☎0120・783・556
(公社) 熊本県精神保健福祉協会 熊本こころの電話	☎096・285・6688	午前11時～午後6時30分 ※電話相談に限ります

2019年度高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724

【肺炎球菌とは…】

高齢者の約3～5%の人の鼻や喉の奥に常在し、何かのきっかけで肺炎など肺炎球菌感染症を起こす細菌で、90種類以上あります。肺炎で一番多い原因菌は、肺炎球菌です。定期接種で受けられる肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌のうち主な23種類の細菌に有効とされており、肺炎などの感染症を防ぐワクチンです。

【接種対象者 下記の①に該当し、②または③のどちらかに該当する人】

①予防接種を受ける日に和水町に住所があり、過去に23価肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがない人

②下表の人

年齢	対象生年月日
65歳	昭和29年4月2日生～昭和30年4月1日生
70歳	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生
75歳	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生
80歳	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生
85歳	昭和 9年4月2日生～昭和10年4月1日生
90歳	昭和 4年4月2日生～昭和 5年4月1日生
95歳	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生
100歳	大正 9年4月1日生以前に生まれた人



③60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある人、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人

【接種期間】 2019年4月1日～2020年3月31日

※この期間外に接種された場合は、**全額自己負担となります**

【予防接種の種類・接種回数】 23価肺炎球菌ワクチン (ニューモバックスNP) ・1回

【助成額】 5,000円を上限に助成。接種費用が助成上限額を超えた分は、自己負担になりますので、超えた費用を接種医療機関にお支払いください。

【予防接種の受け方】

玉名郡市、山鹿市、熊本市北区植木町の委託医療機関^{注1}に各自予約のうえ、①同封の予診票 (必要事項を記入)、②接種済証、③健康保険の被保険者証の3点を持参し、受診してください。

(注1：委託医療機関かどうかは、予約の際に直接医療機関にご確認ください。)

できるだけかかりつけ医療機関で接種されることをおすすめします。実施していない医療機関もありますので、事前にご確認ください。

上記以外 (県内に限る) のかかりつけ医で接種される人

一旦全額支払ったあと、償還払いの手続きが必要です。予防接種後、健康福祉課までお越しください。